

令和5年6月 世田谷区営

入居者の募集(あき室)

区営住宅募集戸数:28戸

区営住宅家族向

一般世帯向け27戸障害者世帯向け1戸

P2.3

申込書配布期間

令和5年6月1日(木)~9日(金)

申込書受付期間

令和5年6月1日(木)~14日(水)

申込方法

- ①申込みは郵送のみで、申込期間は令和5年6月14日(水)当日消印有効です。
- ②申請書の2ヶ所に63円切手を貼ってください。(切手の貼られていないもの、 不足しているものは審査結果等の通知をしません。)
- ③定められた封筒に申込用紙を入れ、84円切手を貼り、必ず郵送してください。

ご注意

- **●**要件に該当する方は、1世帯につき区営住宅1通お申込み可能です。
 - ただし、1世帯で同じ制度の住宅を重複申込みをしたとき、また同一人の氏名を2通以上の申請書に記載したとき(同居親族欄に記載されているものを含む)は、全部の申込みを無効とします。
- ②申込後の同居親族の変更・訂正 (出生・死亡の場合を除く) は認められませんので、申請書の記入には十分注意をしてください。婚約者との申込みの場合には、婚約者の氏名等も必ず記入してください。 入居時までに同居親族の死亡等により単身となった場合、失格とします。
- ❸所得が一定の基準内でなければ、申込みができません。所得を間違えた申込みは失格とします。

《お問い合わせ先》

(指定管理者) ㈱東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター 〒158-0097 世田谷区用賀4-13-3 ハイマートピア用賀2階 電話 03(6805)6523 6月1日(木)~14日(水) 午前8時30分~午後6時(土・日を除く)



■募集する住宅

一般世帯向け

※ 単身の方はご応募できません。

申請 区分番号	住 宅 名 所 在 地	部屋番号	建物構造	建設年度	間 取 り 専用面積	予 定 使用料 (月額)	エレベーター	共益費
1	粕谷四丁目アパート 粕谷4-11-8	303	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 45	3DK (6畳+4.5畳+3畳+DK) 36.4㎡	18,100円 35,500円	無	300円
2	桜丘二丁目アパート 桜丘2-13-1	104	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 52	3DK (6畳+4.5畳+4.5畳+DK) 51.0㎡	26,700円 52,400円	無	300円
3	桜丘二丁目アパート 桜丘2-13-1	301	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 52	3DK (6畳+4.5畳+4.5畳+DK) 51.0㎡	26,700円 52,400円	無	300円
4	鎌田二丁目アパート 鎌田2-21-10	304	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 56	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 62.0㎡	31,800円 62,400円	無	0円
5	宇奈根一丁目アパート 宇奈根1-19-1	1号棟 103	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 56	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 59.6㎡	30,300円 59,600円	無	0円
6	砧七丁目アパート 砧7-14-1	308	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 49	3DK (6畳+4.5畳+3畳+DK) 42.3㎡	21,600円 42,500円	無	300円
7	砧七丁目アパート 砧7-14-1	205	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 49	3DK (6畳+4.5畳+3畳+DK) 42.3㎡	21,600円 42,500円	無	300円
8	深沢四丁目アパート 深沢4-17-4	4号棟 203	鉄筋コンクリート造 3階建	平成 9	3DK (6畳+6畳+5畳+DK) 72.2㎡	44,000円 86,500円	有	6,000円
9	深沢四丁目アパート 深沢4-17-4	4号棟 303	鉄筋コンクリート造 3階建	平成 9	3DK (6畳+6畳+5畳+DK) 72.2㎡	44,000円 86,500円	有	6,000円
10	八幡山三丁目第二アパート 八幡山3-32-26	103	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 60	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 61.5㎡	35,000円 68,700円	無	0円
11	用賀二丁目アパート 用賀2-22-1	1号棟 101	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 51~52	3DK (6畳+4.5畳+3畳+DK) 42.3㎡	23,200円 45,500円	無	0円
12	用賀二丁目アパート 用賀2-22-2	2号棟 302	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 51~52	3DK (6畳+4.5畳+4.5畳+DK) 51.0㎡	26,800円 52,700円	無	0円
13	用賀二丁目アパート 用賀2-22-2	2号棟 307	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 51~52	3DK (6畳+4.5畳+4.5畳+DK) 51.0㎡	26,800円 52,700円	無	0円
14	大原一丁目アパート 大原1-12-2	303	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 60	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 63.2㎡	36,800円 72,300円	無	300円
15	玉川三丁目アパート 玉川3-27-1	301	鉄筋コンクリート造 5階建	平成 13	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 60.7㎡	37,700円 74,000円	有	6,000円
16	北烏山八丁目アパート 北烏山8-9-1	1号棟 103	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 48	3DK (6畳+4.5畳+3畳+DK) 41.6㎡	20,400円 40,000円	無	300円
17	北烏山八丁目アパート 北烏山8-9-1	1号棟 205	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 48	3DK (6畳+4.5畳+3畳+DK) 41.6㎡	20,400円 40,000円	無	300円

申請 区分番号	住 宅 所 在		名地	部屋番号	建物構造	建設年度	間 取 り 専用面積	予 定 使用料 (月額)	エレ ベーター	共益費
18	千歳台一丁目第 千歳台1-36-	-	ニアパート	2号棟 303	鉄筋コンクリート造 4階建	昭和 61	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 63.2㎡	35,500円 69,700円	無	300円
19	新町一丁目アル 新町1-6-16	/ ۴–	- -	16号棟 101	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 51	3DK (6畳+4.5畳+4.5畳+DK) 48.1㎡	25,400円 49,800円	無	270円
20	新町一丁目アル 新町1-6-20	Jー丁目アパート 20号棟 鉄筋コンクリート造 昭和 3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 51,9㎡		29,500円 57,900円	無	270円				
21	世田谷二丁目:世田谷2-27-			16号棟 201	鉄筋コンクリート造 3階建	昭和 57	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 59.6㎡	31,800円 62,400円	無	0円
22	上馬四丁目アル 上馬4-37-2		- -	2号棟 201	鉄筋コンクリート造 4階建	平成 2	3DK (6畳+6畳+6畳+DK) 62.5㎡	37,100円 72,900円	無	0円
23	桜丘五丁目第2 桜丘5-45-1	_7	7/9-1	1号棟 205	鉄筋コンクリート造 3階建	平成 4	3DK (6畳+6畳+6畳+DK) 61.4㎡	36,500円 71,700円	無	0円
24	桜丘五丁目第3 桜丘5-45-1	_7	7パート	1号棟 206	鉄筋コンクリート造 3階建	平成 4	3DK (6畳+6畳+6畳+DK) 61.4㎡	36,500円 71,700円	無	0円
25	桜丘五丁目第3 桜丘5-45-2		7パート	2号棟 308	鉄筋コンクリート造 4階建	平成 4	2DK (6畳+6畳+DK) 54.5㎡	32,400円 63,600円	有	500円
26	上用賀五丁目		%— - -	1号棟 803	鉄筋コンクリート造 8階建	平成 6	2DK (6畳+6畳+DK) 53.8㎡	31,900円 62,700円	有	500円
27	上用賀五丁目: 上用賀5-14-		%− -	2号棟 303	鉄筋コンクリート造 4階建	平成 6	3DK (6畳+6畳+4.5畳+DK) 64.4㎡	38,100円 74,700円	無	0円

[○] 詳しい申込み資格は7ページをご覧ください。

障害者世帯向け

※ 単身の方はご応募できません。

申請 区分番号	住 所	宅 在	名地	部屋番号	建物構造	建設年度	間 取 り 専用面積	予 定 使用料 (月額)	エレ ベーター	共益費
28	シティコー 給田5-8-		谷給田	E棟 601	鉄筋コンクリート造 8階建	平成 10	3DK (6畳+4.5畳+4.5畳+DK) 73.8㎡	43,300円 85,000円	有	6,000円

[○] 詳しい申込み資格は7ページをご覧ください。

申込みにあたって

- 使用料は、世帯の所得・住宅のある地区の不動産価格・住宅の広さ・建築年数・設備等によって 決められます。
- 住宅により使用料のほかに共益費がかかる団地があります。(自治会がある団地または自治会に加入している団地には各々の取り決めや会費の徴収があります。)
- 入居手続きのとき、住宅使用料の2ヶ月分を保証金として納めていただきます。
- 入居にあたり資格審査時までに連帯保証人を選任すること、または世田谷区と協定を結んだ保証会社と契約をすることが必要となります。
 - (1) 連帯保証人の資格、必要書類

※資格

- ① 日本国内に住所を有する成年者
- ② 毎月継続した収入があり、年間所得金額1,248,001円(給与所得者の場合は、支払金額が2,044,000円)以上の方

※必要書類

- ① 印鑑登録証明書
- ② 所得を証明する書類
- (2) 保証会社による債務保証(機関保証の利用について) 入居者の費用負担で保証会社による債務保証(機関保証)を受けることによって連帯保証人の確保に代えることができます。詳しくは、世田谷区営住宅等窓口センターにお問い合わせください。
- 駐車場は団地によって設置しておりますが、全戸数分はありません。利用者はご相談ください。 また、既に入居されている方が契約されていることが多いので、入居後すぐ利用するのは困難な 場合があります。団地内の路上駐車は禁止されていますので、団地内駐車場が確保できなかった 方は団地外の駐車場をお探しください。
- 住宅使用料の支払いは、□座振替、または自動払込となります。
- 区営住宅入居後、毎年6月に収入を証明する書類等を提出していただきます。(収入報告に基づき収入超過者あるいは高額所得者と認定された場合は、近隣の民間賃貸住宅の家賃並みに金額が引き上げられることがあります。)
- 使用承継(名義変更)について

区営住宅入居後、使用者(名義人)が住宅を退去する場合は、原則として同居者も退去し、区営住宅を返還していただきます。しかし、使用者(名義人)の死亡等のやむを得ない事情があり、条例等に定める基準を満たした場合に限り、残された同居者に使用承継が許可されます。 なお、使用承継許可の対象は、原則として使用者(名義人)の配偶者(正式同居許可を受けている場合に限る)のみになります。

■入居にあたっての了解事項

- 1. 犬や猫等の動物は飼育することはできません。
- 2. 石油ストーブ、ガスストーブは火災予防、結露、酸欠防止のため使用できません。
- 3、住宅の敷地には、原則としてバイクの置き場はありません。
- 4, 自転車置場は、1世帯に1~2台分(住宅によって異なります)が設置されております。
- 5, 消防署の指導により、パイプスペースに物を置くことはできません。
- 6, 消防法等による法定点検、維持管理上及び緊急時に、住戸内に立ち入る場合がありますので、ご了承ください。
- 7, 住宅にかける損害保険等は、入居者ご自身で契約していただきます。
- 8, 共同生活をする上で、他の居住者などに迷惑をかけないよう、ルールやマナーをお守りください。
- 9, 建物の清掃、中低木の植栽管理は入居者で行っていただきます。
- 10,自治会がある団地には各々の取り決めや会費の徴収があります。
- 11, エントランス、階段、廊下、集会室(談話室)、敷地内通路等の共用部での喫煙はできません。また、専用使用部分であっても各住戸のベランダ(バルコニー)での喫煙はできません。

■家族向けの申込資格

申込みができる方は、申込書配布期間(令和5年6月1日~6月9日)内に、次の1~4のすべてにあてはまることが必要です。

1. 現に住宅に困っていること

- (1) 入居しようとする世帯員の中に、土地や建物の所有者がいる場合は申込みできません(共有持分がある場合や、借地上に所有している場合も含みます)。ただし、次の場合は申込むことができます。
 - ⑦ 住宅が著しく老朽化しており、法的に再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、区営・区立住宅入居後2か月以内に取り壊しを証明する登記簿謄本(滅失登記)を提出できる場合。 →資格審査の時に取り壊しの契約書等で確認します。
 - ① 差押、正当な事由による立退要求等により土地建物の所有者でなくなる場合(滞納等本人に帰責事由がある場合を除く)。
 - →資格審査の時に所有権移転登記後の登記簿謄本で確認します。
- (2) 入居しようとする世帯員の中に、公的な住宅(UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・せたがやの家・公営住宅等)の名義人がいる場合は申込みできません。ただし、次の場合は申込むことができます。

住 宅	区分	資格	要件						
	家賃が高い	家賃(共益費を除く)の負担月額が、世帯の年間総収入額(事業所得の場合、年間所得金額を給与年収に換算する)を月額に換算した場合の20%以上である場合。							
	UR賃貸住宅・ 公社の建替	現に居住する住宅の建替がすでに決定されて →資格審査時にUR賃貸住宅・公社から		す。					
	ひとり親世帯(母子・父子世帯)	申込者本人が配偶者(内縁および婚約者を含満の子供だけであること。	含む)のない方であり	り、同居親族が20歳未					
UR賃貸住宅 公 社 住 宅 都 民 住 宅	高齢者世帯	申込者本人が60歳以上であり、同居親族全員が次のいずれかにあてはまること。 ア 配偶者(内縁および婚約者を含む) イ おおむね60歳以上の方							
せたがやの家	心身障害者世帯	申込者本人または同居親族の 1 人が次のいずれかにあてはまること。 ア 身体障害者手帳の交付を受けている 1 級~4級の障害者 イ 重度または中度の知的発達障害者(愛の手帳の場合は総合判定で1度~3度) ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) エ 戦傷病手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上障害者							
	多子世帯	申込者に18歳未満の児童が3人以上いて、その児童の全員が区営・区立住宅に入居できること。							
	生活保護受給世帯 又は中国残留邦人 支援給付受給世帯								
公営住宅等	住宅が狭い	現在、住んでいる公的住宅の住宅専用面積が 一緒に住んでいる人数 住宅専有面積(壁芯) - 2人 29㎡未満 3人 39㎡未満 4人 50㎡未満 ☆ 壁芯とは、壁の半分が住戸専用面積に含ま (住戸の賃貸借仮契約書等でご確認ください ☆ 住戸専用面積には、バルコニーは含みませ	-緒に住んでいる人数 5人 6人 7人 れる算定方法で、一い。)	住宅専有面積 (壁芯) 56㎡未満 66㎡未満 76㎡未満					

- ※木造または簡易耐火構造の都営住宅、あるいは浴室のない都営住宅に入居されている方は、表の区分に該当しない場合でも申込むことができます。
- ※表中の18歳未満の人とは平成17年6月3日以降生まれの方
- ※表中の20歳未満の人とは平成15年6月3日以降生まれの方
- ※表中の60歳以上の方とは昭和38年6月10日以前生まれの方

2. 世帯の所得が所得基準内であること

申込世帯の所得の合計が、所得基準表の家族数に応じた所得基準範囲内であること。

→ 9ページ~15ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確かめてください。

3. 同居親族がいること

申込書配布期間(令和5年6月1日~6月9日)内に、一緒に住んでいる親族(申込書配布期間内に出生された方を含みます。)と申込むことが原則です。(入居資格審査時に、住民票、戸籍全部事項証明書を提出していただき、外国人の同居親族については、申込日から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが確認できる住民票を提出していただきます。)

- (1) 現在別に住んでいる方と一緒に申込む場合は、次のいずれかにあてはまること。
 - ⑦ 婚約者(入居手続のときまでに入籍できること)。
 - ① 申込書配布期間(令和5年6月1日~6月9日)内に、申込者と税法上の扶養関係になる方。
 - ⑤ 単身で居住されている方または誰からも扶養されていない方で、2 親等内直系血族(申込者の父母、祖父母、子、孫)または2 親等内直系姻族(配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子及び孫の配偶者)であること。(血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。)
- (2) 内縁関係の場合、申込書配布期間(令和5年6月1日~6月9日)以前より同居していて、住民票の続柄の記載が「未届の夫(または妻)」となっており、法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 申込者本人がパートナーとして認めている同性者と一緒に申込む場合は、法律上の配偶者がいないこと。
- ※ 資格審査時にお互いをパートナーとして認めている旨の申述書を両名でご持参の上、提出していただきます。
- (4) 里子(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定による委託を受けている児童)との同居を希望する場合は、申請により同居可能です。
- (5) 次の例のように家族を分離しての申込みはできません。
 - ⑦ 夫婦が別居する申込み(ただし、離婚の予定があり、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できる場合は、申込みできます。)
 - ① 結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込み。
- ※ 申込み後は、申込者、同居親族の変更はできません。
- ※ 出生予定の場合、申込時点で生まれていなければ、入居人数に含まれません。(ただし、出生した子の入居は可能です。)

4. 申込者又は同居親族が暴力団員でないこと

ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する 暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

※ 上記4点以外に申請区分番号に応じて7ページの資格にも該当する必要があります。

区営・区立住宅から暴力団員を排除します!!

世田谷区は警視庁と連携して、区営・区立住宅からの暴力団員排除に取り組むこととしました。具体的な取り組みは以下のとおりです。

● 新規申込:申込者又は同居親族が暴力団員である場合は、入居を認めない。

● 同居許可:同居しようとする者が暴力団員である場合は承認しない。

● 使用承継: 使用承継を受けようとする者が暴力団員である場合は承認しない。

● 明渡請求:名義人、同居者のいずれかが暴力団員であることが判明したときは、

明渡請求を行う。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、入居後も必要に応じて警視庁に照会する場合があります。

一般世帯向け

※ 単身の方はご応募できません。

1. 世田谷区内に居住していること

- (1) 申込者本人が世田谷区内に居住する成年者(20歳未満の既婚者を含む)で、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - なお、20歳未満の既婚者には、入居手続きのときまでに入籍できる婚姻予定者を含みます。(未成年 どうしの婚約による申込みは、法定代理人(親)の同意が必要です。)
- (2) 外国人については中長期在留者で(1)のほかに、申込書配布期間(令和5年6月1日~6月9日)内から審査日まで継続して、次の①または②の在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - ①「永住者(特別永住者を含む)及びその配偶者等|・「日本人の配偶者等|・「定住者|
 - ② ①以外の在留資格の方は、申込書配布期間(令和5年6月1日~6月9日)内において、引き続き 在留実績が1年以上ある方。

障害者世帯向け

※ 単身の方はご応募できません。

1. 世田谷区内に3年以上居住していること

申込者本人が令和2年6月10日以前から申込の日まで、世田谷区内に引き続き3年以上居住しており、そのことが住民票で証明できること(外国人については在留資格が確認できること)。また外国人の同居親族についても、申込時点に日本国で住民登録があり、在留資格が確認できること。

2. 申込者本人または同居者のうち少なくとも1人が次のいずれかの要件に該当 すること

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている1級~4級の障害者
- (2) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者
- (3) 重度または中度の知的障害者(愛の手帳の場合は1度~3度)
- (4) 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表/3の第1款症以上の障害者
- (5) 原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている方

入居後、障害要件の方がいなくなったときは、住宅を明け渡していただきます。 この場合、他の区営住宅をあっせんいたします。

個人情報の取扱いについて

世田谷区営住宅等窓口センター プライバシーポリシー ~個人情報保護方針~

- 1. 当窓口センターは、業務上の個人情報の取り扱いにおいて「個人情報の保護に関する法律」はもとより、個人情報の保護に関連するその他の法令、指針、その他の規範を遵守いたします。
- 2. 当窓口センターは、この宣言を実行するための個人情報保護マネジメントシステムを確立し、 継続的に改善・維持してまいります。
- 3. 当窓口センターは、個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善および個人情報の適切な保護のために、「個人情報保護に関する規程」を定め、当社従業者、その他関係者に周知徹底させて実行し、改善・維持してまいります。
- 4. 当窓口センターは、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため、「情報セキュリティに関する規程」を定め、不正アクセス対策、コンピュータウィルス対策等適切な情報セキュリティ対策を講じ、是正してまいります。
- 5. 当窓口センターは、個人情報の取得にあたり、適法かつ公正な手段によって行い、不正な方法により取得しないことはもちろん、個人情報の主体であるお客様等から、利用目的を明確にした上で、原則として同意をとり、当社インターネットホームページに必要事項を公表し、目的外の利用はいたしません。また、目的外の利用をしないために適切な措置を講じます。

個人情報の保護に関する法律に基づく公表事項について

- 6. 当窓口センターは、個人情報を間接的に取得する場合、取得する個人情報について、提供者がお客様から適正に取得したものであるかどうかを確認し、契約上の手当てをします。又、当社インターネットホームページに個人情報の利用目的等の必要事項を公表し、目的外の利用はいたしません。
- 7. 当窓口センターは、お客様が自己の個人情報について、開示、訂正、使用停止、消去等の権利を有していることを確認し、お客様からのこれらの要求に対して遅滞なく応じます。
- 8. 当窓口センターは、業務を委託するために個人情報を第三者に預託する場合、当該第三者に ついて調査し必要な契約を締結し、その他法令上必要な措置を講じます。

■所得基準表の見方

給与所得とは

給料、賃金、ボーナスなどの 所得です。たとえば、会社員、 店員、日雇い労働者、パート、 事業専従者などの所得をいい ます。

給与でいう「年収」とは、給 与所得控除をする前の金額で あり、「所得」とは異なるので 注意してください。

12、13ページをご覧ください。

事業等所得とは

事業所得、利子所得、配当所得、 不動産所得、雑所得などの所 得です。たとえば、自営業、 外交員などの所得をいいます。 これらの所得は、確定申告書 でお確かめください。

▼ 14 ページをご覧ください。

年金所得とは

厚生年金、国民年金などの所 得です。

なお、年金以外の所得がある 場合はその所得も合計してく ださい。

_____ 15 ページをご覧ください。

*所得は、家族全員の現在の仕事(給料、営業、パート、アルバイト、年金等)の「所得金額」の合計でみます。

1. 所得としないもの

- ① 次の収入は0円とし、所得となりません。 仕送り、増加恩給(これに併給される普通恩給を含む)、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険 の各種給付金、生活扶助料等の非課税所得、退職金等の一時的な所得。
- ② 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方は0円とします。
- ③ 現在は収入があっても、申込日以降、次のアまたはイの理由により、令和5年8月末日までに退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収人となり、そのことが資格審査のときに証明できる方は、申請書に退職年月日を記入の上所得を0円とすることができます。

ア 申込日以降に結婚のため イ 現在妊娠中で出産のため

2. 特別控除について

所得基準を超過していると思っても、特別控除金額を控除することによって所得基準にあてはまる場合があります。11ページの表を見て計算してください。

3. 家族数とは

家 族 数 = 申込者本人 + 同居親族数 + 入居しないが、申込者または同居親族の 所得税法上の扶養親族数(遠隔地扶養)

※出産する予定であっても申込みのとき生まれていない胎児は、家族数に含めることはできません。

※遠隔地扶養者数とは、区営住宅に入居しないが、申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数をいいます。たとえば、離れて住んでいる親などを扶養しているような場合です。会社や税務署に「扶養親族の申告」をしていることが必要です。

■所得基準表

あなたの世帯の家族数、所得金額を次の所得基準表にあてはめ、確認してください。

完炸粉	所 得	金 額
家族数	一般区分	特 別 区 分
1人	0~1,896,000円	0~2,568,000円
2人	0~2,276,000円	0~2,948,000円
3人	0~2,656,000円	0~3,328,000円
4人	0~3,036,000円	0~3,708,000円
5人	0~3,416,000円	0~4,088,000円
6人	0~3,796,000円	0~4,468,000円

[◎]家族数が7人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

1. 所得基準表の特別区分とは……

(1) 心身障害者を含む世帯

申込者本人または同居親族が次のいずれかにあてはまること

- ア 身体障害者手帳の交付を受けている 1級~4級の障害者
- イ 重度または中度の知的障害者(愛の手帳の場合は総合判定で1度~3度)
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている 1 級・2 級の障害者(障害年金等の受給に際し、 障害の程度が同程度と判定された方を含む。)
- 工 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表/3の第1款症以上の障害者

(2) 60 歳以上の世帯

申込者本人が 60 歳以上(昭和 38 年 6 月 10 日以前の生まれ)であり、かつ、同居親族全員が、ア 60 歳以上(昭和 38 年 6 月 10 日以前の生まれ) イ 18 歳未満の児童(平成 17 年 6 月 3 日 以降生まれ)のいずれかに該当すること。

(3) 原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書(被爆者健康手帳ではありません)の交付を 受けている原子爆弾被爆者であること。

(4) ハンセン病療養所入所者等を含む世帯

申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所 等の長等の証明書で証明できること。

(5) 高校修了期までの子どもがいる世帯

同居親族に18歳に達する日以後(平成17年4月2日以降の生まれ)の最初の3月31日までの間にある者がいること。

■特別控除について

次の「控除の種類」にあてはまる場合には、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差し引きます。

① 申込世帯の合計所得金額から差し引くもの(申込者・同居親族・遠隔地扶養者が対象です)

控除の 種 類	特別控除 金 額	特別投稿を受けられる人						
⑦老人扶養 控除等	1人につき 10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で 70 歳以上の人						
⑦特定扶養 控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養親族 (配偶者は含みません) で 16 歳以上 23 歳未満の人						
⑦障害者控 除	1人につき 27万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で3度・4度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級~6級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症~第2目症の人 5 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認 定書の交付を受けている人	①の特別障害者控係を 受ける人は、 ののにというのでは、 できまれる。					
①特別障害 者控除	1人につき 40万円	1 愛の手帳等の交付を受けている人で1度・2度の人 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む) 3 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 4 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症〜第3項症の人 5 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く人 6 原子爆弾被爆者の人で、厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人 7 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 8 65歳以上の人で1・3と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認 定書の交付を受けている人	せて受ける ことはできま せん。					

② 特別控除を受けられる人に所得があるとき、その人の所得金額から差し引くもの

ただし、その人の所得金額が特別控除金額よりも少ない場合は、その所得金額のみ差し引きます。

控除の 種類	特別控除 金 額	特別控除を受けられる人
团寡婦控除	27 万円	夫と離婚した後婚姻をしていない方で次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が 500 万円以下の方 ②扶養親族を有する方 夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫の生死が明らかでない方で、年間所得金額が 500 万円以下の方(「扶養親族または生計を一にする子のいない方もあてはまります。」)
少ひとり親 控除	35 万円	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない方で、次の①および②の両方に当てはまる方 ①年間所得金額が 500 万円以下の方 ②生計を一にする子を有する方

- ※表中の 16 歳以上 23 歳未満の人とは平成 12 年 6 月 3 日~平成 19 年 6 月 10 日生まれの人
- ※表中の65歳以上の人とは昭和33年6月10日以前生まれの人
- ※表中の70歳以上の人とは昭和28年6月10日以前生まれの人
- ※ ②とのの併用はできません。
- ※「婚姻をしていない」とは、法律上の配偶者がいない場合のほか、内縁関係の方や婚約者がいない場合をいいます。
- ※「生計を一にする子」は、他の方の控除対象配偶者または扶養親族でないこと、および年間所得金額が 48 万円以下であることが必要です。

■給与所得の方 (会社員・店員・日雇い・パート・アルバイト等)

① 現在の勤め先へ就職した日が 令和4年1月2日以降の方

収入計-

現在の勤め先での、あなたの月別収入を記入してください。

次の(1)(2)(3)からあてはまるケースを選び、収入を計算します。

-推定年収

申請書の年収額欄

収

総収入(A) 所得(B)

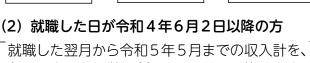
円

下段で計算した 所得金額を記入 してください。

円

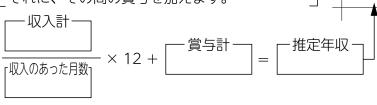
働いた	き月	税 込 支給額	賞与
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
合	計	収入計	賞与計

(1) **就職した日が令和4年1月2日~令和4年6月1日までの方** [令和4年6月から令和5年5月までの合計となります。]



賞与計

就職した翌月から令机5年5月までの収入計を、 収入のあった月数で割り、それを12倍します。 _それに、その間の賞与を加えます。 _



(3) 就職した日が最近で、まだ1か月分の給料が支給されていない方

		121000000	•
一固定的給与一		一推定年収 一	1
	× 12 =	=	F

※病気等により、1か月以上収入のない月がある場合はその月を除いて推定計算してください。

※2か所以上から給与を受けている場合は、合算したのち所得金額に換算してください。

◎年間総収入額を所得金額に換算します。

次の区分により、年間総収入額を所得金額に換算してください。

年間総収入額が、

(1) 0円~1,627,999円の方 -

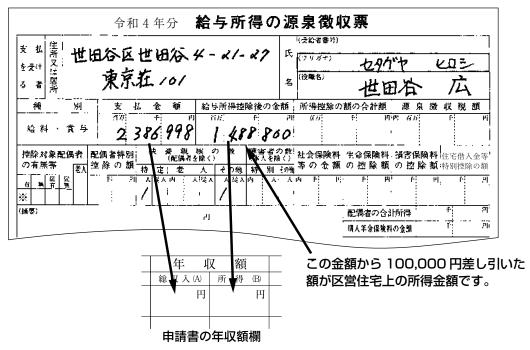
(2) 1,628,000円~6,599,999円の方→4,000円単位で端数整理します。・

〔例〕年間総収入額が2,386,998円の場合

(3) 6.600.000円~ 9.999.999円の方・

② 現在の勤め先へ就職した日が 令和4年1月1日以前の方

《源泉徴収票のでる方》



《源泉徴収票のでない方》

令和4年1月から令和4年12月までの税込支給額を合計し、申請書の「総収入額」の欄に記入し、次に 下段の計算式で、年間総収入額を所得金額に換算します。

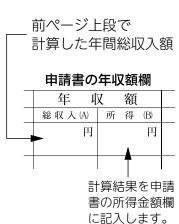
注意事項

〈休職関連の取り扱い〉

- ※申込日現在、病気や産休等により休職中の場合は、休職前1年分の収入が所得計算の対象となります。
- ※申込日現在は休職中ではないが、病気や産休等の休職により令和4年6月以降に収入のない月がある場合は、収入のない月を除いて計算した推定年収が所得計算の対象となります。収入のない月が令和4年5月以前の場合は、復職後の収入が所得計算の対象となります。
- 〈2か所以上から給与を受けている場合〉
 - ※支払金額または税込支給額(交通費、定期代等の課税対象外の収入は除く。)を合算したのち、所得金額に換算してください。

年間総収入額を区営住宅上の所得金額になおす計算式 (所得税法上の所得金額と異なります)

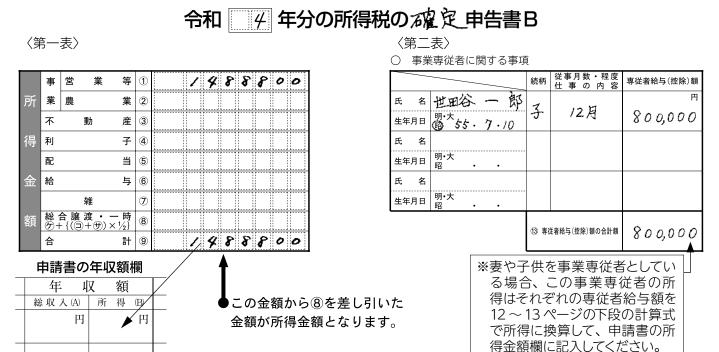




事業等所得の方(自営業・外交員等)

① 現在の仕事を始めた日が 令和4年1月1日以前の方

(1) 確定申告をしている方



(2) 確定申告をしていない方 令和4年1月から令和4年12月までの所得金額の合計となります。 (入居資格審査時には、確定申告が必要となります。)

② 現在の仕事を始めた日が 令和4年1月2日以降の方

○ 次の(1)(2)からあてはまるケースを選び、所得を計算します。

現在の仕事を始めた時からの月別の収入金額、 必要経費、所得金額を記入してください。

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
年 月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合 計			

(1) 現在の仕事を始めた日が令和4年1月2日から令和4年6月 1日までの方

[令和4年6月から令和5年5月までの合計となります。]

推定所得金額 -(2) 現在の仕事を始めた日が令和4年6月2日以降の方 現在の仕事を始めた翌月から令和5年5月までの所得 、金額の合計を営業した月数で割り、それを 12 倍します。 - 所得金額合計 -- 推定所得金額 \times 12 = 営業した月数 申請書の年収額欄 収 総収入A 所得 B ※病気等により、1か月以上収入のない 円 円 月がある場合は、その月を除いて推定 計算をしてください。

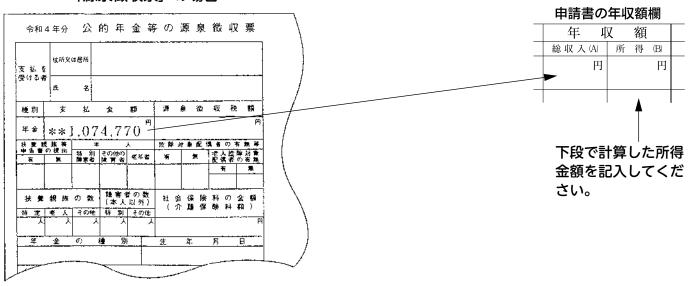
■年金を受けている方

- ※年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。
- ※令和4年1月から令和4年12月までに支払いを受けたすべての年金を合計し、以下の説明により「所得金額」になおしてください。ただし、遺族年金、障害年金は除きます。

① 令和3年12月以前から年金を受けている方

「令和4年分 公的年金等の源泉徴収票」などで確認されることを、おすすめします。

「源泉徴収票」の場合



② 令和4年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし下段で所得金額に換算してください。

○年金収入を区営住宅上の所得金額になおす計算式(所得税法上の所得金額と異なります)

下表の計算式で所得金額に換算してください。

本人の年齢	年金合計金額の範囲	計算式と所得金額
	1,100,000円まで	所得金額は0円
65歳以上 (昭和33年6月10日)	1,100,001円~3,299,999円	年金額の合計 所得金額 (円) - 1,200,000円=(円)
以前生まれ	3,300,000円~4,099,999円	年金額の合計 所得金額 (円)×0.75 - 375,000円=(円)
	600,000円まで	所得金額は0円
65歳未満 (昭和33年6月11日)	600,001円~1,299,999円	年金額の合計 所得金額 (円) - 700,000円=(円)
以降生まれ	1,300,000円~4,099,999円	年金額の合計 所得金額 (円)×0.75- 375,000円=(円)

◎この金額を上回る場合は、世田谷区営住宅等窓口センターへお問い合せください。

/ 注)年金のほかに収入のある方	例	職業	年 収	額		年 収	• ->,		── 計算結果を申請 ── 書のこの欄に記
はそれぞれ所得を計算し、	_	収未	総収入(A)	所 得 (B)	-	総収入(A)	所 得	(B)	音のとの欄に記 入します。
		会社員	給与〇〇〇円	000円		円		円	人しみり。
2段書にしてください。		云牡貝	年金○○○円	000円				•	
					リ‐				

使用申請書(申込用紙)は白色です。

申請書の書き方 (太線内を書いてください。申請書の裏面も記入してください。)

注 意 消せるボールペンでの記入は、不可。

2~3ページの「募集する住宅」から希望する住宅を一つ選び、その申請区分番号 (ご希望の番号1~28のうち一つのみ)を4か所に記入します。1つの欄に2つ以上 の番号を記入したり、不統一な記入、記入もれなどがありますと、無効となります。

申込者本人も含めた住 宅に入ろうとする家族全 員(現在は別居している が、住宅に一緒に入ろう とする親族も含む)を書 いてください。

外国人の方も本名を記 入し、通称名がある場合 は併記してください。

※ここに書かれた人以外 は入居できません。

職業をはっきり、具体 的に書いてください。 (会社員、公務員、○○ 外交員、サービス業、大 工、日雇労働者、事業専 従者、小学1年生、中学 3年生、無職など)

11ページの特別控除 にあてはまる人がいれば、 必ず記入してください。 心身障害者の場合には 氏名のほかに障害の程度 (○種○級又は判定○度) も記入してください。

第1号様式(第4条関係) 区営住宅使用申請 令和5年6月あき室公募(世佃谷区営住宅) 重複申請、収入超過、記入もれ、記入誤りなどがあると当選しても失格となります。 必ず記入する ※太緑杵内を 必ず記入す ること。 番号区分 申請できるのは 世田谷区長あて 所だけです。 ※消せるボー 抽選番号 ルペンでの 記入は不可。 組 番 郵便番号 T 154-0017 03(5432) !![世田谷区 現住所 世级 4-21-27-101 請 フリガナ セタグヤ ヒロシ 昭和 生年 月日 4月9日 38年 氏 名 世田谷 冱 (満 60 歳)

私は、世田谷区営住宅管理条例に基づく区営住宅を使用したいので、申請します。

なお、この申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は申請者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)が暴力 団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であるときは、使 用予定者の決定を取り消されても異議ないことを誓約いたします。

また、承認の上は、申請者(同居する者を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明渡すことを誓 約いたします。暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。

	世	帯(親	見族)の構造	成〔住宅に	入ろうと	する家族〕			
続柄	生年月日 (満年齢)	職業	年 収 額 総収入(A) 所 得(B)		勤務先名 現在働いて ヌボー マは学校などの所在地および名称				
45, HH .HI		会				, ,	勤続年数	6 年	
本 人		嵬	円	円	名 称	(本)和社会简单	電話 (6907)	330K	
· +	大年月日	無		4	所在地		勤続年数	年	
	合 (人の哉)	# *(円	円	名 称		高話 ()		
長	大年月日昭 // 4 /	大			所在地	世田洛区等4月月-9-1	勒統年数	年	
男	令 (/9歳)	4	円	円	名 称	聚無永濟-	電話 (3754)	4111	
毛	大年月日昭				所在地	世面洛区第4月8-9-1	勤続车数	年	
·	令 (/3歳)		円	円	名 称	東世高校	電話 (378)	4111	
	大年月日				听在地		勤続年数	年	
_	平 (歳)		円	円	名 称		電話 ()		
	大年月日昭				所在地		勤続年数	1	
	平 (歳)		円	円	4 称		電話 ()	,	
	大年月日昭				所在地		勤続年数	年	
	平 令 (歳)		円	円	名 称		電話 ()		
			(B) Ø)	/. (AR), POO					
			合計額	円	1				
	神本 妻 長男 長女	生年月日 (漢年齢) 申請者人 本 年 月 日 3 2 日 日 5 2 日 日 7 9 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	生年月日 (満年前) 職業 会社 日本 大 年 月 日 3	### ***	生年月日 職業 年 収 額 日 日 日 日 日 日 日 日 日	生年月日 職業 年 収 額 物務先行 事業所名 本人 所 (2)	*** *** *** *** *** *** *** *** *** *	接柄 生年月日 職業	

氏	老人扶養親族等	特定扶養親族	寡	婦 (夫)		障害者又は特別障害者	障目	手の程	星度
K		世田谷一郎					種	級	度
名	-	世团孤正子					種	級	度
117							種	級	度
						いが、申請者又は同居親	族の		
No.1				所得和	法	上の扶養親族(遠隔地	扶養)		人

12~15ページで計算した所得金額を記入します。給与所得者 は、支払給与の総額を(A)に、所得金額を(B)に記入してください。 年金のほかに収入のある方は、それぞれに所得を計算し、二段書 きにしてください。

■申請書送付先

〒158-0097 世田谷区用賀4-13-3 ハイマートピア用賀2階 ㈱東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター

切手を貼っていないもの、不足し 外国人の方で通称名 ているものは抽選番号等の通知をし を使用している場合 ません。抽選番号・抽選結果の電話 は、通称名のみの記入 等による照会はご遠慮願います。 でけっこうです。 7540017 ください。 必ずはって 1540017 必63 ず円 東京都世田谷区 東京都世田谷区 世成4-21-27-101 世级 4-24 -27-101 様方 様方 ださい 世田谷 世田谷 広 様 様 T158 97 世田谷区用賀 4-13-3 ハイマートピア用賀2階 〒158-0097 世田谷区用賀 4-13-3 ハイマートピア用賀2階 世田谷区営住宅等窓口センター 世田谷区営住宅等窓口センター 3-6805-6523 **☎**03-6805-6523 組 番 組 番 太線内を書いてください。 太線内を書いてください。 :して折ってください (切りはなさないこと) 申議書整理票 太線内を書いてください。 たとえば 世田谷 花子 なら セ タ と書いてくださ 也95中 400 申請者の勧務先名、所在地(月 フリガナ 名 称 (油)试包产高等 氏名 世田谷 広 電話 03 (54)2)[]] 世田公区 住所 世路 4-21-27-/0/ 被患者を能探コ ツール 組 番 統柄 セタがヤ ヒロン 申請者 世軍舎 広 本 人 世田浴 **ゟの**歳 ₽⋅無・学 有·無·学 夏子 要 人の歳 有·圖·学 歳 右・無・学 一部 奏 /9歳 有・無・₿ " 7 聖引 奏 有・無・⑫ 4 名 /8歳 4 計

■申込み上の注意

- ○申込書は、1世帯で1通しか 提出できません。もし、1世 帯で申込者名を変えるなどし て2通以上出していた場合、 または1人が2世帯以上の構 成員となっていた場合には、 すべての申込書が無効となり ますので、ご注意ください。
- ○婚約者と申込む場合は、入居 までに婚姻を証明する書類の 提出がない場合は失格となり ます。また、申込後の婚約者 の変更も失格となります。
- ○申込み後の家族の増減変更は、 出生、死亡以外は認められません。死亡の場合で入居者が 一人となった場合、また、申込 者自身が亡くなられた場合、 失格となります。
- ○申込内容が虚偽であることが 判明したときは、当選後でも 失格となります。また、申込 み後に内容の訂正および変更 することはできません。
- ○日本国籍がなく、通称名を登録されている方の申込者氏名は、本名および通称名の両方をお書きください。
- ○パートナーとして認めている 同性者と申込む場合は、資格 審査時に互いにパートナーと して認めている旨の申述書の 提出がない場合は失格となり ます。また、申込後の同性者 の変更も失格となります。

申込者本人も含めた住宅に入ろうとする家族全員(現在は別居しているが、住宅に一緒に入ろうとする親族も含む)を書いてください。

※ここに書かれた人以外 は入居できません。

資格審査のときまでに退職しなければならない人で以後無職・無収入になる人は「○年○月退職予定」と記入します。 年金・思給を受けている方はその種類を、また生活保護を受けている方は「生活保護受給中」と記入します。

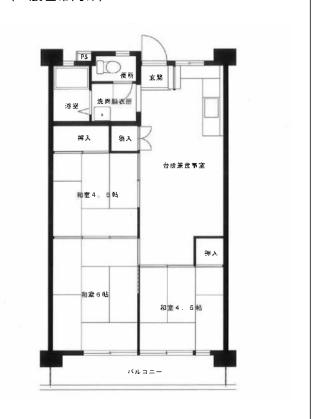
※裏面の1.と2.についても必ず記入してください。

標準間取り図 これは標準的な間取り図の一例です。実際と異なることがあります。

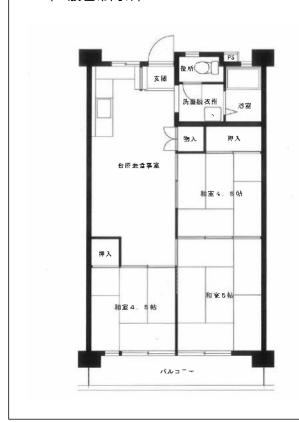
① 粕谷四丁目アパート 303号室 (一般世帯向け)



② 桜丘二丁目アパート 104号室 (一般世帯向け)



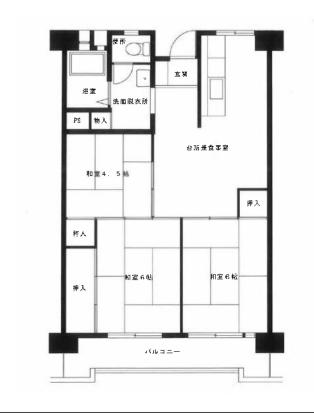
③ 桜丘二丁目アパート 301号室 (一般世帯向け)



④ 鎌田二丁目アパート 304号室 (一般世帯向け)



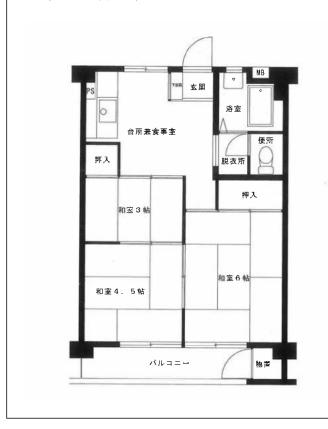
⑤ 宇奈根一丁目アパート 1号棟103号室 (一般世帯向け)



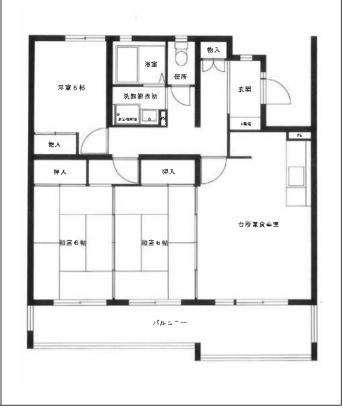
⑥ 砧七丁目アパート 308号室 (一般世帯向け)

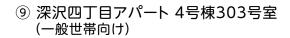


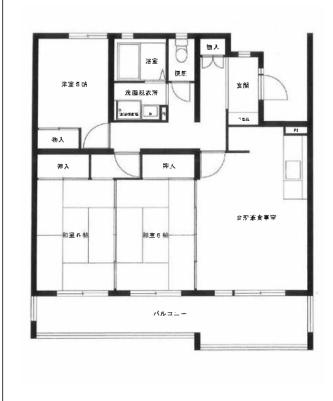
⑦ 砧七丁目アパート 205号室 (一般世帯向け)



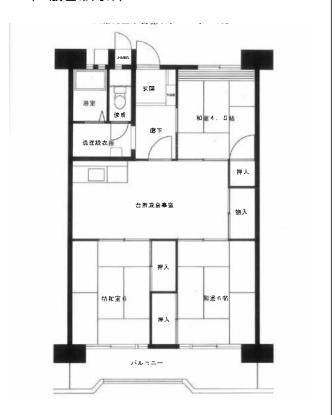
⑧ 深沢四丁目アパート 4号棟203号室 (一般世帯向け)







⑩ 八幡山三丁目第二アパート 103号室 (一般世帯向け)



① 用賀二丁目アパート 1号棟101号室 (一般世帯向け)



② 用賀二丁目アパート 2号棟302号室 (一般世帯向け)



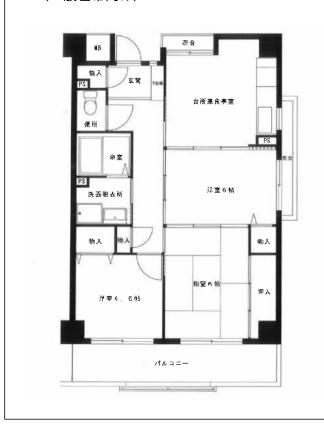
③ 用賀二丁目アパート 2号棟307号室 (一般世帯向け)



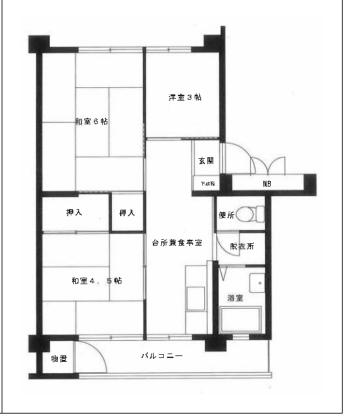
④ 大原一丁目アパート 303号室 (一般世帯向け)

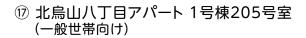


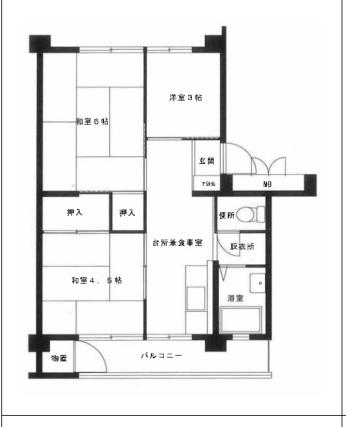
⑤ 玉川三丁目アパート 301号室 (一般世帯向け)



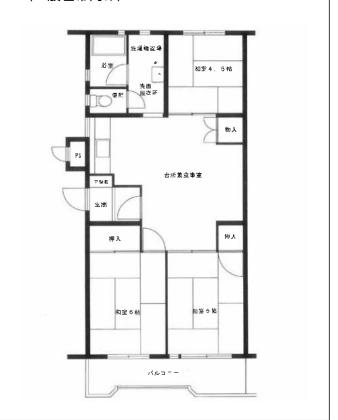
(16) 北烏山八丁目アパート 1号棟103号室 (一般世帯向け)



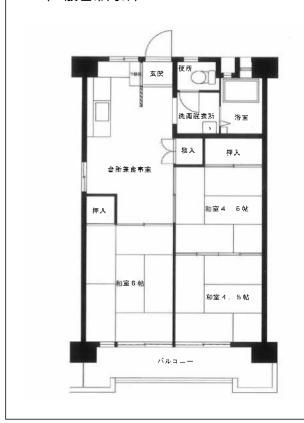




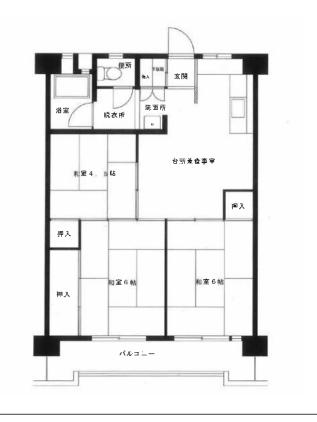
® 千歳台一丁目第二アパート 2号棟303号室 (一般世帯向け)

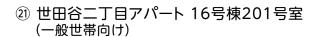


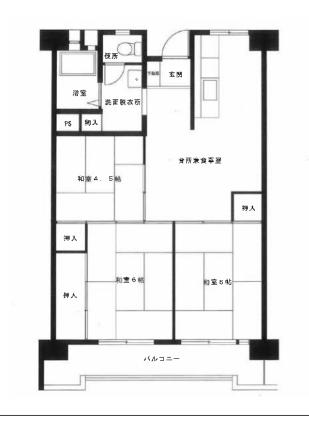
⑨ 新町一丁目アパート 16号棟101号室 (一般世帯向け)



② 新町一丁目アパート 20号棟306号室 (一般世帯向け)







② 上馬四丁目アパート 2号棟201号室 (一般世帯向け)



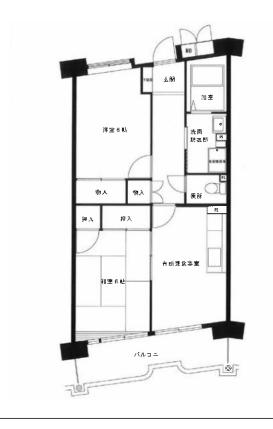
② 桜丘五丁目第二アパート 1号棟205号室 (一般世帯向け)



② 桜丘五丁目第二アパート 1号棟206号室 (一般世帯向け)



② 桜丘五丁目第二アパート 2号棟308号室 (一般世帯向け)



② 上用賀五丁目アパート 1号棟803号室 (一般世帯向け)



② 上用賀五丁目アパート 2号棟303号室 (一般世帯向け)



28 シティコート世田谷給田 E棟601号室 (障害者世帯向け)



MEMO

MEMO

■申込から入居まで

申 込 期 間

<u>令和5年6月14日(水)当日消印有効</u> です。



抽選番号の通知

令和5年6月19日(月)頃に発送する 予定です。



公 開 抽 選

令和5年6月29日(木) 午前10時~ 太子堂区民センター2階 第四会議室 (抽選後、世田谷区営住宅等窓口セン ター、区役所住宅管理課に抽選結果を 掲示します。)



抽選結果の通知

令和5年7月3日(月)頃に発送する 予定です。

落選



(当選者=資格審査対象者)

入居資格審査

資格審査対象者には審査に必要な書類 を世田谷区営住宅等窓口センターに 郵送していただき、面接により審査 します。

(令和5年7月中旬~下旬予定) なお、資格審査は原則として本人に来 所していただきます。



結果の通知

令和5年8月18日(金)頃に発送する 予定です。

失格



(合格者)

入 居 手 続

入居開始予定日の前日までに、入居 手続きをし、鍵をお渡しします。**手続 きは、連帯保証人の連署が必要です。** また、使用料の2か月分の保証金を 納入していただきます。(別途ご案内 致します)



入

居

入居開始日(10月1日)から15日以内にご入居ください。

(注)入居許可日から30日以内に、住民票を提出していただきます。

申込み後、住所の変わる方へ・

- ●抽選番号と抽選結果の通知のハガキは、最寄りの郵便局に連絡してハガキを転送してもらってください。 当課に連絡されても、住所変更はいたしません。
- ●審査対象者および補欠者となられた 方は、ハガキに ① 募集時期 ② 申 請区分番号 ③ 抽選番号 ④ 旧住所 ⑤ 新住所 ⑥ 申込者名を記入して、

〒158-0097 世田谷区用賀 4 - 13 - 3 ハイマートピア用賀 2 階 ㈱東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター

あてにお送りください。

補欠者の繰上げ

資格審査により失格者が出た場合、 抽せんで補欠となった方を順位に従っ て繰り上げ、資格審査を行います。 なお、繰上げとならなかった方への 連絡はいたしません。

※補欠者の権利は、申請区分の入居 が完了した時点で、その効力を失 います。

㈱東急コミュニティー 世田谷区営住宅等窓口センター

〒158-0097 世田谷区用賀 4-13-3 ハイマートピア用賀2階 電話 03 (6805) 6523

ホームページアドレス:

http://setagayakueijutaku.jp/

